

# 第23編 頭首工編

## 第1章 頭首工

### 第1節 適用

農業農村整備事業における頭首工の施工にあたっては、第6編第5章堰、第1章第9節根固め工の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書、下記基準類および第6編第5章第2節、第1編から第3編に掲げる適用すべき諸基準によらなければならない。また、この諸基準は、最新版を適用するものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

農林水産省	土地改良事業計画設計基準 設計 「頭首工」	(平成20年3月)
建設省	河川砂防技術基準(案)	(平成9年12月)